令和8年度新規就農者等育成研修（実践研修）
受講者募集（5次募集）要項

兵庫県内で新たに就農を希望する者に対して、兵庫県立農業大学校（以下「農業大学校」という。）の施設などを活用して、農業経営者としての実践力を習得させるための新規就農者など育成研修（実践研修）における研修受講者の募集について定める。

１　募集定員　　２名

２　研修期間

受講決定（令和８年12月）から令和９年８月31日（火）まで

３　研修生の応募要件

（１）　兵庫県の農業振興に熱意を持つ身体強健な者で概ね50歳以下の者
（２）　近い将来、兵庫県内において就農を希望し、かつ野菜、花き栽培での就農のプランを持つ者
（３）　一定以上の農業に関する知識を持ち、兵庫県の平均以上の農業経営（所得）を目指す意欲と実行力を有する者

４　研修方法

（１）　研修生自ら研修計画を作成し、農業大学校の研修ハウス（園芸ハウス２棟約500㎡（土耕））を利用し、計画に基づき野菜、花きの栽培から販売まで農業経営を模擬的に実践する。
（２）　生産物は研修生に帰属し、自ら販路開拓を行い、販売戦略、経営管理などの農業経営の実践力を高める。
（３）　栽培、労務、販売、経費などの記録と結果の検討を行い、就農計画を作成する。
（４）　ICT 技術などを活用し、先進的な農業を実践している農業者の講義や現地指導などによる支援とともに就農に向けた進捗報告会を経て、研修終了後の円滑な就農につなげる。

５　研修経費

（１）　研修生の自己負担分は、栽培に係る種苗、農薬、肥料、その他資材費（消耗品、個人的に使用する資材、道具類）、暖房機や炭酸ガス発生装置に係る燃料費、通信費（ICT対応ハウス）、出荷・販売経費などの費用を負担する。
（２）　農業大学校の負担分は、貸与するハウスや機械などにかかる光熱水費（暖房機などの燃料費を除く）、維持管理費である。

６　主な研修許可条件

（１）　研修生は、研修期間中、自己の責任において作物、施設などの管理をすること。
（２）　閉庁日の研修においては、農業機械の使用は認めない。
（３）　研修期間中におけるけがなどは、自己の責任において処理することとし、農業大学校への補償、賠償請求はできないものとする。また、傷害保険に必ず加入しなければならない。
（４）　故意または過失により施設などを損壊した場合は、自己の責任において原状に回復し、又は生じた損害を賠償すること。
（５）　研修期間が終了したとき又は研修許可が取り消されたときは、直ちに施設などを原状に回復すること（ただし、ほ場への投下資材はこの限りとしない。）。
（６）　施設などを第三者に転貸し、又はその使用の権利を第三者に譲渡してはならない。

７　応募方法

（１）　募集期間　　令和８年11月４日（水）から令和8年11月30日（月）
（２）　申込書類　　申込書（別紙様式）を郵送または持込みとする。
（３）　申込先

兵庫県立農業大学校　研修課
〒679-0104　加西市常吉町１２５６－４
TEL（０７９０）４７－２４４５　　FAX（０７９０）４７－１７７２

８　選　考

農業大学校による面接で受講者を選考する。